

2023年8月22日
丸紅新電力株式会社

中国電力株式会社サービスエリアにお住まいのお客さま

1. 対象地域

○災害救助法が適用された市町村

【鳥取県】鳥取市、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町

○災害救助法が適用された市町村の隣接市区町村

【鳥取県】倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、東伯郡湯梨浜町

【岡山県】津山市、真庭市、苫田郡鏡野町

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2023年7月、8月、9月および10月分の電気料金について、支払期日（支払義務発生日から31日目の日）をそれぞれ1カ月間延長します。

（支払期日が災害救助法の適用日以降となるものに限ります）

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災日以降、全く電気を使用されない場合には、お客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間に限り、電気料金は申し受けません。

(3) 基本料金の一部免除

被災により、電気設備が復旧までに一時使用不能となった場合、2024年2月末日までは、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。

（基本料金を申し受ける料金メニューをご契約のお客さまに限ります）